

## 4.10 植物

### (1) 現況調査

#### 1) 調査内容

##### ① 生育種及び植物相の状況

調査項目は、シダ植物以上の高等植物を対象に生育種、植物相の特徴とする。

##### ② 植生の状況

調査項目は、群落の特徴と分布の状況とする。

##### ③ 植生の基盤となる土壌の状況

調査項目は、土壌の生産性等とする。

##### ④ 保全すべき種及び保全すべき群落の状況

調査項目は、埼玉県レッドデータブック及び環境省レッドリスト掲載種、その他の貴重種及び地域住民その他の人と関わりのある種に留意して抽出した保全すべき種等の状況とする。

##### ⑤ 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

調査項目は、保全すべき種及び群集が確認された場所の生育環境の特徴とする。

##### ⑥ その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、広域的な植物相及び植生の状況、過去の植生の変遷、地域住民その他の人との関わりの状況とする。

#### 2) 調査方法

##### ① 既存資料調査

生育種及び植物相の特徴、植生の状況、植生の基盤となる土壌の状況、その他の予測・評価に必要な事項等については、調査地域の植物相に関する既存資料を整理する。

##### ② 現地調査

###### (ア) 生育種及び植物相の特徴

調査地域内を踏査し、出現するシダ植物以上の高等植物を記録する。なお、現地で同定できない場合は、標本として持ち帰り室内で同定を行う。

###### (イ) 植生の状況

主要な植物群落に調査地点を設定し、ブラウーンブランケ法の全推定法による群落コードラート調査を行う。

###### (ウ) 保全すべき種及び保全すべき群落の状況

保全すべき種の生育状況及び保全すべき群落の分布や個体数等について調査する。

###### (エ) 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

保全すべき種及び群集が確認された場所の生育環境、群落の成立基盤の特徴等を調査する。

### 3) 調査地域・地点

#### ① 既存資料調査

調査地域は計画地及びアクセス道路の境界から約 2km 程度の範囲とする。

#### ② 現地調査

調査地域は、図 4.10-1 に示すとおり、計画地及びアクセス道路の境界から約 200m の範囲とする。

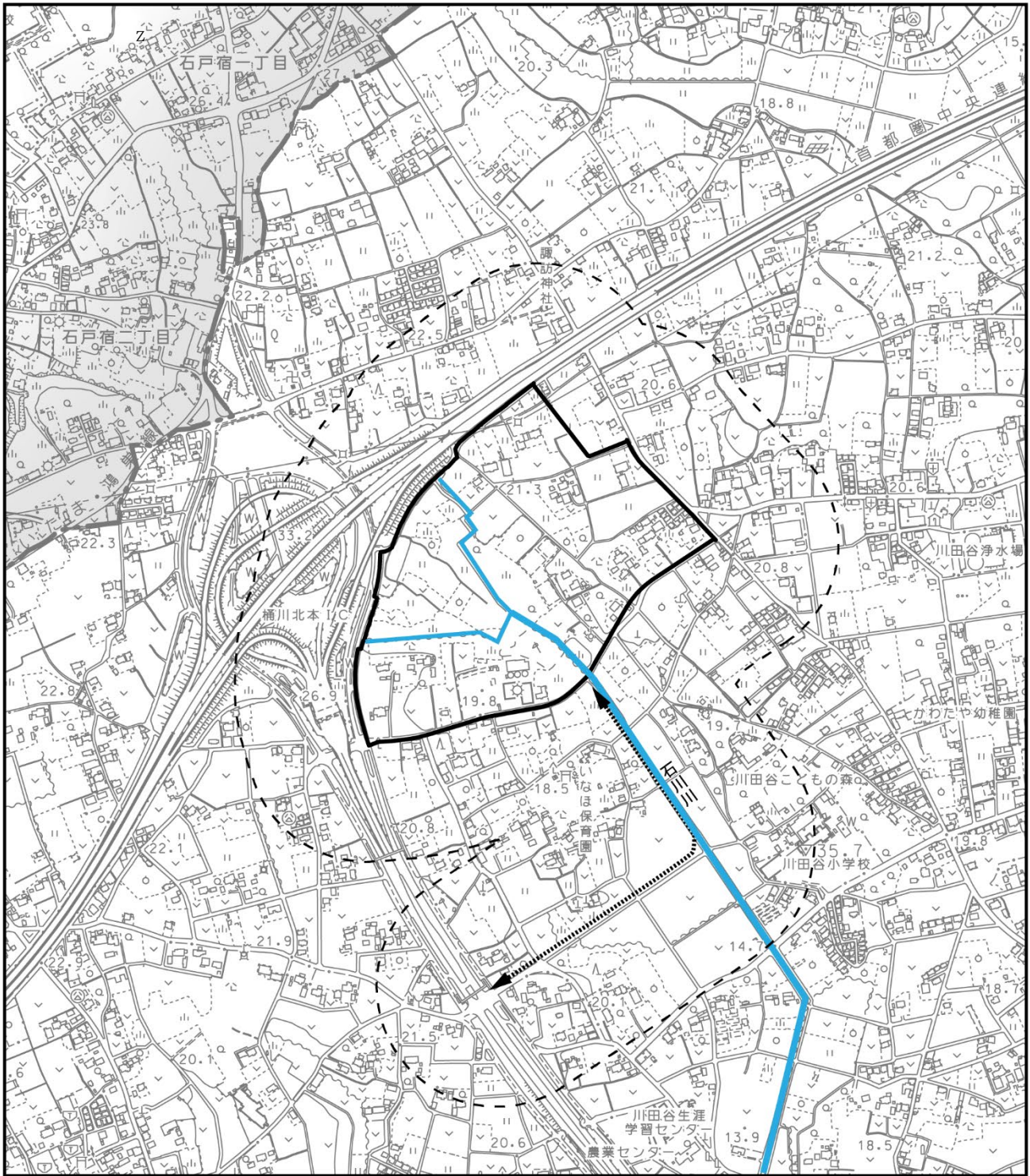
### 4) 調査期間・頻度

#### ① 既存資料調査

調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

#### ② 現地調査

調査期間・頻度は、植物相調査は、早春季・春季・夏季・秋季の各 1 回、植生調査は夏季・秋季の各 1 回とする。



この地図は「10000分の1白図（桶川市）」（平成29年3月）を使用して作成したものである。

凡 例



計画地



植物相・植物群落調査範囲

※計画地及びアクセス道路の境界から約200m



アクセス道路



市町界



石川川



石川川上流の水路

図 4.10-1 植物の現地調査範囲

1 : 10,000

0 100 200 300m



## (2) 予測

### 1) 予測内容

#### ① 造成等の工事並びに造成地の存在による植生の改変の内容及び程度

予測項目は、計画地内の植生の直接改変の程度、周辺の植生への影響の程度とする。

#### ② 造成等の工事及び造成地の存在による保全すべき種・保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度

予測項目は、保全すべき種・保全すべき群落の生育地の直接改変の程度、生育環境への影響の程度とする。

### 2) 予測方法

#### ① 造成等の工事並びに造成地の存在による植生の改変の内容及び程度

本事業の計画と現存植生図との重ね合わせ、他項目における予測結果、類似事例及び既存知見等による推定により予測する。

#### ② 造成等の工事並びに造成地の存在による保全すべき種・保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度

生育地の直接改変の程度については、本事業の計画と保全すべき種・保全すべき群落の確認位置図との重ね合わせ、生育環境及び成立基盤への影響については、他項目における予測結果、類似事例及び既存知見等による推定により予測する。

### 3) 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

### 4) 予測時期等

予測時期は、工事中及び供用時とする。

## (3) 評価

### 1) 評価方法

植物への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や桶川市が環境基本計画等により定めた植物の保全に係る方針や目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

### 2) 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 保全すべき植物種については、必要に応じて移植などの環境保全措置を検討する。
- ・ 緑地公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、施設用地内の緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。